

○質屋営業法関係事務取扱いに関する訓令

昭和37年10月18日

本部訓令甲第17号

〔沿革〕

昭和38年4月本部訓令甲第12号、46年1月第1号、61年3月第3号、平成6年3月第7号、7年10月第11号、15年3月第3号、20年1月第1号、23年2月第2号、24年7月第7号、28年3月第6号、28年10月第11号、令和3年3月第4号改正

質屋営業法関係事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

質屋営業法関係事務取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）、質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。）、質屋営業法施行規程（昭和37年群馬県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(質屋営業の許可)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第2条第1項並びに規則第2条及び第3条の規定による質屋営業の許可申請を受理した場合は、別記様式第1により次の事項を調査しなければならない。この場合において、生活安全部長が別に定める質屋営業関係審査票（以下「審査票」という。）に基づいて点検し、内容について審査した結果、支障がないと認めたときは、許可証を交付するとともに、質屋営業許可台帳（以下「許可台帳」という。）に登録しなければならない。

- (1) 本籍・住所・氏名及び生年月日（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び業務を行う役員の住所・氏名及び生年月日）の正否
- (2) 性質・素行及び来歴
- (3) 資産及び信用程度
- (4) 法第3条第1項各号の一に該当の有無
- (5) その他参考事項

2 前項の調査について、他署へ照会するときは、別記様式第2により照会するものとする。

(営業内容変更の許可)

第3条 署長は、法第4条第1項並びに規則第4条及び第5条の規定による営業所の移転又は管理者の新設若しくは変更の許可申請を受理した場合は、次の事項を調査しなければならない。この場合において、審査票に基づいて点検し、内容について審査した結果、支障がないと認めたときは、変更事項について許可証の記載事項を訂正して交付しなければならない。

- (1) 営業所の移転にあつては、移転場所の適否
- (2) 管理者の新設又は変更にあつては、新たに管理者となる者が法第3条第1項第1

号から第6号までの一に該当の有無

2 前項第2号の調査については、前条の規定を準用する。

(届出等の処理)

第4条 署長は、法第4条第2項・第3項及び第9条並びに規則第6条・第7条及び第10条の規定による廃業・休業・死亡等の届出及び許可証の返納を受理したときは、その事実を確かめなければならない。

2 署長は、規則第8条の規定による営業内容変更の届出を受理したときは、その正否を確かめ、変更事項について許可証の記載事項を訂正して交付しなければならない。ただし、法人の代表者その他業務を行なう役員の異動については、法第25条第1項第2号、法定代理人の異動若しくは新たな選任については、法第25条第1項第3号に該当するか否かを調査しなければならない。

3 署長は、規則第9条の規定による質物保管設備変更の届出を受理したときは、その内容が公安委員会が定めた質物保管設備基準に適合するか否かを調査しなければならない。

第4条の2 署長は、法第8条第2項及び規則第12条の規定による許可証の書換えの申請を受理した場合は、申請の事由を確かめ、許可証を書き換えなければならない。

第5条 署長は、法第8条第4項及び規則第14条の規定による許可証の再交付の申請を受理した場合は、申請の事由を確かめなければならない。この場合において、審査票に基づいて点検し、内容について審査した結果、支障がないと認めたときは、許可証を再交付しなければならない。

2 前項の規定により許可証を再交付する場合は、許可番号の右欄余白に許可年月日を朱書するものとする。

第6条 署長は、第3条から第5条までの規定による申請又は届出を処理するときは、許可台帳を整理しなければならない。

(許可基準に抵触する場合の処置)

第7条 署長は、第2条・第3条・第4条第2項ただし書及び第3項の規定により調査した結果、そのものが法定の許可基準に抵触するとき、又は規程第1条ただし書に該当する場合は、申請書等に意見を付して警察本部長（以下「本部長」という。）に具申しなければならない。

(許可証の記載要領)

第8条 法第8条及び規則第11条の規定による許可証には、警察署ごとに一連番号により許可番号を記載し、許可番号の次に警察署の記号をかつこ内に記入するものとする。

(亡失・盗難の手配)

第9条 署長は、法第8条第3項の規定による許可証の亡失又は盗難の届出を受理したときは、必要な手配をしなければならない。

2 法第15条第2項の規定による帳簿の亡失又は盗難の届出を受理したときも、同様とする。

(帳簿の検印)

第10条 署長は、規則第18条の規定により質物台帳の検印をするときは、表紙の裏に検印の年月日を記入し押印するものとする。

(差止めの期間)

第11条 署長は、法第23条の規定による物品の保管を命ずる期間は、調査に必要な最少限度にとどめ、別記様式第3の物品保管命令書を交付しなければならない。

(行政処分)

第12条 署長は、法第25条の規定による許可の取消し又は停止をする必要があると認めるときは、次の事項を調査し、意見を付して本部長に具申しなければならない。

- (1) 営業者の本籍・住所・氏名及び生年月日並びに営業所の所在地及び名称（法人の場合は、その名称、事務所の所在地並びに代表者の住所・氏名及び生年月日）
- (2) 許可の取消し又は停止を必要とする理由
- (3) 営業の状態
- (4) 営業者（法人の場合は、代表者）の性質・素行及び家庭の状況
- (5) その他参考事項

附 則

この訓令は、昭和37年10月18日から施行する。

附 則 (昭和38年4月10日本部訓令甲第12号)

この訓令は、群馬県警察関係手数料証紙規則（昭和38年群馬県規則第29号）施行日（昭和38年4月1日）から施行する。

附 則 (昭和46年1月27日本部訓令甲第1号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日本部訓令甲第3号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月14日本部訓令甲第7号)

この訓令は、平成6年3月18日から施行する。ただし、防犯部自動車警ら隊の廃止に係る改正規定、刑事部暴力団対策課の設置に係る改正規定及び群馬県警察の処務に関する訓令第80条に係る改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月17日本部訓令甲第11号)

この訓令は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成15年3月7日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成15年3月14日から施行する。ただし、警務部留置管理課、刑事部刑事企画課、警務部警務課被害者支援室及び刑事部刑事企画課盗犯対策室の設置並びに刑事部刑事総務課及び刑事部刑事総務課被害者支援室の廃止に係る改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月8日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成21年1月15日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日本部訓令甲第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年群馬県公安委員会規則第1号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合セ

ンター長に係る改正規定を除く。)並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定
平成23年3月16日

(2) 略

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成24年7月6日本部訓令甲第7号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月6日本部訓令甲第11号)

この訓令は、平成28年10月6日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日本部訓令甲第4号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式省略